03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） ［略］			03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） ［同左］		
0308.11 ｛ 0308.29		［略］			0308.11 ｛ 0308.29		［同左］		
0308.30	000	－くらげ（ロピレマ属のもの）		ＫＧ	0308.30		－くらげ（ロピレマ属のもの）		
						100	－－くん製したもの		ＫＧ
						900	－－その他のもの		ＫＧ
0308.90		［略］			0308.90		［同左］		
03.09		［略］			03.09		［同左］		
［略］					［同左］				
15.01 ｛ 15.04		［略］			15.01 ｛ 15.04		［同左］		
15.05					15.05				
1505.00	000	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		ＫＧ	1505.00		ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
						100	－ラノリン		ＫＧ
						900	－その他のもの		ＫＧ
15.06 ｛ 15.22		［略］			15.06 ｛ 15.22		［同左］		
［略］					［同左］				
16.01 ｛ 16.04		［略］			16.01 ｛ 16.04		［同左］		
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
1605.10 ｛ 1605.40		［略］			1605.10 ｛ 1605.40		［同左］		
		－軟体動物					－軟体動物		